② 参加表明書等の作成に関する問い合わせ
阪神高速道路株式会社　建設・更新事業本部　神戸建設所
（住所）〒650―0041 神戸市中央区新港町16―１　８Ｆ
（電話）078―331―9801
（ＦＡＸ）078―331―9823

⑵ 説明書等の交付期間及び方法
① 交付期間　平成30年５月28日(月)から平成30年７月30日(月)午後４時まで
② 交付方法　下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由より、下記サイトからの受領ができない場合は、ＣＤ―Ｒ等により交付するので、事前に上記⑴①の担当部署へその旨申し出ること。
・阪神高速道路株式会社ホームページ(建設コンサルタント業務等の入札公告)
https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/
③ 交付図書のダウンロード手順　②のサイトにて、当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのＵＲＬ情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

⑶ 参加表明書の提出期限及び提出方法並びに提出先
① 提出期限　平成30年６月７日(木)午後４時
・郵送等による提出期限　平成30年６月７日(木)午後４時必着
② 提出方法　１部を持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）により提出すること。持参する場合は、上記期限までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前10時から12時まで、午後１時から４時まで。
③ 提出先　上記⑴①に同じ。

⑷ 技術提案書の提出期限及び提出方法並びに提出先
① 提出期限　平成30年７月30日(月)午後４時
・郵送等による提出期限　平成30年７月30日(月)午後４時必着
② 提出方法　上記⑶②に同じ。
③ 提出先　上記⑴①に同じ。

６ その他
⑴ 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵ 契約保証金　免除
⑶ 契約書作成の要否　要
⑷ 当該業務に直接関連する他の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有
⑸ 関連情報を入手するための照会窓口　上記５．⑴に同じ。
⑹ 技術提案についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。
⑺ 詳細は説明書による。

７ Summary
⑴ Official in charge of contract of the procuring entity : Hirohisa Imagi, Director of Construction and Renewal Management Headquarters of Hanshin Expressway Company Limited
⑵ Classification of the services to be procured : 42
⑶ Subject matter of the contract : An outline design work of the Rokko Island eastern area bridge
⑷ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 7 June 2018
⑸ Time-limit for the submission of technical proposal documents : 4 : 00 P.M. 30 July 2018
⑹ Contact point for tender documentation : General Affairs and Accounting Group Construction and Renewal Management Headquarters, Hanshin Expressway Company Ltd. 1―3―15 Awaza, Nishi-ku, Osaka-shi, Japan 550―0011 TEL 06―6535―9680

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局帯広開発建設部が発注する北海道横断自動車道陸別町勲祢別橋上部工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年５月28日

北海道開発局長　和泉　晶裕

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１ 工事名　北海道横断自動車道陸別町勲祢別橋上部工事（電子入札対象案件）

２ 工事場所　北海道足寄郡陸別町

３ 工事内容　勲祢別橋上部の製作・架設、橋梁形式：単純鋼床版箱桁橋、工事延長：Ｌ＝130.0m、橋梁延長：Ｌ＝98.6m、橋梁付属物工：Ｎ＝一式（支承工等）、架設工：クローラクレーン＋ベント架設

４ 工事区分　鋼橋上部

５ 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴ 受付期間　平成30年５月28日から平成30年６月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成30年６月19日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
⑵ 受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）

６ 共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴ 構成員の数は、２又は３社とする。
⑵ 構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸ 各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ 平成15年度以降に、次の㋐、㋑及び㋒の要件を満たす製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし代表者以外の構成員については、平成15年度以降に次の㋐及び㋑の要件を満たす製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
㋐ 道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
㋑ 橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。
㋒ 最大支間長が、30m以上であること。
ただし、㋐、㋑及び㋒は同一工事であること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、帯広開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の実績として妥当と判断された場合、参加を認める。